

東京都フリースクール等支援事業実施要綱

令和 6 年 5 月 23 日
6 生 総 企 第 85 号

(趣旨)

第 1 条 友人関係や家庭環境など様々な理由により、いわゆる不登校の児童生徒は、増加の一途を辿っている。こうした状況において、学校における不登校対策等の更なる充実が求められているとともに、不登校の児童生徒に対する支援を主たる目的とし、子供目線に立った取組を行うフリースクール等の民間施設（以下「フリースクール等」という。）における学校外の学びの場・居場所に通う子供に対する支援も重要となっている。

そこで東京都は、学校生活に馴染めず生きづらさを抱える全ての子供の学びの場・居場所の選択肢を多様化し、子供が社会で自立する力を育む後押しを行う観点から、都内フリースクール等への支援事業を実施する。

(目的)

第 2 条 この要綱は、東京都フリースクール等支援事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業執行を図ることを目的とする。

(意義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は以下に掲げるとおりとする。

- (1) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。
- (2) 「児童生徒」とは、学校教育法第 18 条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (3) 「不登校の児童生徒」とは、(2) に定める児童生徒のうち欠席日数にかかわらず、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、出席しない又はすることができない状況にある者をいう。
- (4) 「サポートプラン」とは、フリースクール等が、保護者や在籍校と連携しながら、不登校の児童生徒一人ひとりの状況に寄り添った支援を提供することができるよう、当該児童生徒の状況等を把握し、フリースクール等における支援の方向性等を記載するものをいう。

(事業内容)

第 4 条 本事業においては、以下に掲げる事業を実施する。

(1) 活動支援事業

以下により、フリースクール等の機能向上に資する活動を支援する。

ア サポートプランの作成等支援

フリースクール等が実施する、サポートプランの作成等に係る人件費の補助及び専門人材による支援を行う。

イ 施設・活動の安全性向上支援

子供が過ごす場所であるフリースクール等の安全安心の確保に向け、施設や活動の安全性向上に係る経費を補助する。

ウ 子供の活動支援

子供の体験活動の充実に係る経費を補助する。

エ スタッフの資質向上支援

フリースクール等のスタッフに対して支援力向上に資する経費や資格取得に係る経費を補助する。

(2) スタッフ向け資質向上研修事業

子供に寄り添った支援の充実につなげるため、フリースクール等のスタッフを対象として、子供と接する上で重要な知識及び手法等に関する研修を実施する。

(3) 専門家派遣事業

フリースクール等における活動の充実に資するため、子供の心理的ケアや興味関心に応じた学びの提供など、フリースクール等の要望を踏まえ専門家を派遣する。

(サポートプラン)

第5条 前条(1)の支援を受けようとするものは、通所する児童生徒一人ひとりにつき、個別のサポートプランを作成し、これを活用する。サポートプランの作成等に係る事項については、別に定める。

(その他)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は別途定める。

附 則 (令和6年6生総企第85号)

この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

附 則 (令和6年6生総企第133号)

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。